

危険物規制事務に係る行政手続法第6条の規定に基づく標準処理期間

(全部改正 平成21年4月1日発消予第1号)

(最終改正 平成23年2月1日発消予第83号)

	許認可等の種類及び根拠条文	標準処理期間	
1	危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認 消防法第10条第1項	5日	
2	製造所等（消防法第11条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所をいう。以下同じ。）の設置又は変更の許可 消防法第11条第1項	設置許可	21日
		変更許可	14日
3	製造所等の完成検査 消防法第11条第5項	5日	
4	製造所等の仮使用承認 消防法第11条第5項	14日	
5	製造所等の完成検査前検査 消防法第11条の2第1項	5日	
6	製造所等の予防規程の認可 消防法第14条の2第1項	15日	
7	完成検査済証の再交付 危険物の規制に関する政令第8条第4項	3日	
8	休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長 危険物の規制に関する規則第62条の5の2第2項	5日	
9	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長 危険物の規制に関する規則第62条の5の3第2項	5日	

備考1 次に掲げる日及び期間は、標準処理期間には含まないものとする。

(1) 京都市の休日定める条例第1条第1項各号に掲げる日

(2) 書類の補正に要する期間

2 製造所等の完成検査、製造所等の完成検査前検査、休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長及び休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長については、申請があった日から検査を行う日の前日までの期間は、標準処理期間には含まないものとする。